



厚生労働省静岡労働局発表
平成30年12月25日(火)

担当	厚生労働省静岡労働局職業安定部
	職業対策課長 中根 辰也
	課長補佐 大嶽 欣也
	障害者雇用担当官 小谷野 守弘
	電話 054-271-9973

平成30年 静岡県の機関、市町等の機関、静岡県等の教育委員会及び地方独立行政法人等における障害者雇用状況の集計結果

静岡労働局では、平成30年6月1日現在の静岡県の機関、市町等の機関、静岡県等の教育委員会の「障害者任免状況」及び地方独立行政法人等の「障害者雇用状況」の集計結果を取りまとめましたので、公表します。

今回の集計結果は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の規定に基づき、地方公共団体及び地方独立行政法人等に義務付けられている毎年6月1日現在の障害者の任免状況及び雇用状況の通報及び報告を集計したものです。

なお、民間企業における障害者の雇用状況については、データ入力のための作業ツールの不具合により、平成31年3月末までに公表する予定です。

【集計結果の主なポイント】

<公的機関>

- 県 【法に基づく障害者雇用率2.5% (2.3%)】
 - ・雇用障害者数 171.0人 (158.0人)、実雇用率 2.19% (2.03%)
- 市町等 【法に基づく障害者雇用率2.5% (2.3%)】
 - ・雇用障害者数 732.5人 (675.5人)、実雇用率 2.39% (2.22%)
- 教育委員会【法に基づく障害者雇用率2.4% (2.2%)】
 - ・雇用障害者数 392.5人 (367.0人)、実雇用率 1.75% (1.64%)

<地方独立行政法人等> 【障害者雇用率2.5% (2.3%)】

- ・雇用障害者数 130.0人 (116.5人)、実雇用率 2.40% (2.18%)

* () は前年の値

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 地方公共団体における在職状況

(1) 県の機関（法定雇用率2.5%）

県の機関に在職している障害者の数は171.0人で、前年より8.2%（13.0人）増加しており、実雇用率は2.19%と、前年に比べ0.16ポイント上昇した。

3機関中、1機関が達成。

【未達成の県の機関】

静岡県知事部局、静岡県警察本部

〔総括表1(1)、詳細表1① 2第9表〕

(2) 市町等の機関（法定雇用率2.5%）

市町等の機関に在職している障害者の数は732.5人で、前年より8.4%（57.0人）増加しており、実雇用率は2.39%と、前年に比べ0.17ポイント上昇した。

44機関中、35機関が達成。

【未達成の市町等の機関】（※の機関は平成30年6月2日以降に達成。）

静岡市、島田市、焼津市、伊豆の国市、小山町、静岡市上下水道局、磐田市立総合病院、袋井市(※)、吉田町(※)

〔総括表1(2)、詳細表1② 2第10表〕

(3) 県等の教育委員会（法定雇用率2.4%）

県等の教育委員会に在職している障害者の数は392.5人で、前年より6.9%（25.5人）増加しており、実雇用率は1.75%と、前年に比べ0.11ポイント上昇した。

4機関中、1機関が達成。

【未達成の教育委員会】

静岡県教育委員会、静岡市教育委員会、浜松市教育委員会

〔総括表1(3)、詳細表1③ 2第11表〕

2 地方独立行政法人等における雇用状況

地方独立行政法人等（法定雇用率2.5%）に雇用されている障害者の数は130.0人で、前年より11.6%（13.5人）増加しており、実雇用率は2.40%と、前年に比べ0.22ポイント上昇した。

6機関中3機関が達成。

【未達成の地方独立行政法人等】

国立大学法人浜松医科大学、地方独立行政法人静岡市立静岡病院、静岡県公立大学法人

〔総括表2、詳細表1④ 2第12表〕

総括表

平成 30 年 6 月 1 日現在における障害者の雇用状況

1 地方公共団体における在職状況

(1) 静岡県 の機関(法定雇用率 2.5%)

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤達成割合	⑥不足数
計	7,826.0 人 (7,784.0 人)	171.0 人 [129 人] (158.0 人)	2.19 % (2.03 %)	1 / 3 (0 / 3)	33.3% (0.0%)	24.0 人 (19.0 人)
静岡県 知事部局	6,099.5 人 (6,084.0 人)	139.0 人 [105 人] (131.0 人)	2.28 % (2.15 %)	0 / 1 (0 / 1)	0.0% (0.0%)	13.0 人 (8.0 人)
その他の 静岡県機関	1,726.5 人 (1,700.0 人)	32.0 人 [24 人] (27.0 人)	1.85 % (1.59 %)	1 / 2 (0 / 2)	50.0% (0.0%)	11.0 人 (11.0 人)

※[]内は実人員。以下同じ。

(2) 市町等 の機関(法定雇用率 2.5%)

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤達成割合	⑥不足数
市町等 の機関	30,662.0 人 (30,417.0 人)	732.5 人 [538 人] (675.5 人)	2.39 % (2.22 %)	35 / 44 (34 / 43)	79.5% (79.1%)	53.0 人 (43.5 人)

※市町の機関のうち未達成であった機関の 2 機関は、公表時点で達成済み。

(3) 静岡県等 の教育委員会(法定雇用率 2.4%)

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤達成割合	⑥不足数
計	22,433.5 人 (22,381.5 人)	392.5 人 [296 人] (367.0 人)	1.75 % (1.64 %)	1 / 4 (1 / 4)	25.0% (25.0%)	144.5 人 (124.0 人)
静岡県 教育委員会	16,612.5 人 (16,573.0 人)	270.5 人 [197 人] (255.5 人)	1.63 % (1.54 %)	0 / 1 (0 / 1)	0.0% (0.0%)	127.5 人 (108.5 人)
市町教育 委員会	5,821.0 人 (5,808.5 人)	122.0 人 [99 人] (111.5 人)	2.10 % (1.92 %)	1 / 3 (1 / 3)	33.3% (33.3%)	17.0 人 (15.5 人)

2 地方独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率 2.5%)

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成法人の数 / 法人数	⑤達成割合	⑥不足数
計	5,421.0 人 (5,339.0 人)	130.0 人 [94 人] (116.5 人)	2.40 % (2.18 %)	3 / 6 (5 / 6)	50.0% (83.3%)	9.0 人 (8.0 人)
独立行政 法人等	2,374.5 人 (2,342.0 人)	58.5 人 [44 人] (53.5 人)	2.46 % (2.28 %)	1 / 2 (2 / 2)	50.0% (100.0%)	1.0 人 (0.0 人)
地方独立行政 法人等	3,046.5 人 (2,997.0 人)	71.5 人 [50 人] (63.0 人)	2.35 % (2.10 %)	2 / 4 (3 / 4)	50.0% (75.0%)	8.0 人 (8.0 人)

- 注 1 1の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、次のいずれかに該当する者については、1人とカウントしている。
①平成27年6月2日以降に採用された者であること
②平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 4 法定雇用率 2.4%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である（市町村教育委員会のうち、中学校、高等学校及び中等学校に置かれる教諭、助教諭又は講師の任命権者であるもの）。
- 5 （ ）内は、平成29年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 6 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第9号及び第10号の法人を指す。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- 民間企業 ……

一般の民間企業 ……	2. 2% [2. 0%]
(45.5人 [50人] 以上規模の企業)	
特殊法人等 ……	2. 5% [2. 3%]
[労働者数40人 [43.5人] 以上規模の特殊法人、 独立行政法人、国立大学法人等	

- 国、地方公共団体 …… 2. 5% [2. 3%]
(40人 [43.5人] 以上規模の機関)

- 都道府県等の教育委員会 …… 2. 4% [2. 2%]
(42人 [45.5] 以上規模の機関)

※ () 内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※ [] 内は、平成30年3月までの値である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

② 平成27年6月2日以降に採用された者であること

② 平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

詳細表

1 地方公共団体等における障害者の雇用状況

① 県機関(法定雇用率2.5%)

第1表 概況

区分	① 機関数 (機関)	② 法定雇用障害者の 算定の基礎となる 職員数 (人)	③ 障害者の数(人)						④ 実雇用率 ③E÷② ×100 (%)	⑤ 法定雇用率 達成機関数 (機関)	⑥ 法定雇用 率達成 機関割合 (%)
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である短 時間勤務職 員	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障 害者及び精 神障害者(注 4)	D. 重度以外 の身体障害者及び 知的障害者並び に精神障害者で ある短時間勤務 職員(注5)	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5	F. うち新規雇用 分			
静岡県	3 (3)	7,826.0 (7,784.0)	46 (43)	5 (4)	70 (64)	8 (8)	171.0 (158.0)	9.5 (3.5)	2.19 (2.03)	1 (0)	33.3 (0.0)
全国	161 (158)	337,872.0 (336,880.0)	2,297 (2,229)	237 (241)	3,198 (3,025)	431 (455)	8,244.5 (7,951.5)	455.5 (434.5)	2.44 (2.36)	99 (108)	61.5 (68.4)

〔第1表の注〕

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員」については、法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントしている。

3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。

4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者を含む。

①平成27年6月2日以降に採用された者であること。

②平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

5 D欄の精神障害者である短時間勤務職員とは、精神障害者である短時間勤務職員のうち、注4に該当しない者である。

6 F欄の「うち新規雇用分」は平成29年6月2日から平成30年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

7 ()内は平成29年6月1日現在の数値である。

なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

8 この集計は、平成30年12月18日時点の集計結果に基づき作成した。

第2表 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数(人)		② 身体障害者の数(人)						③ 知的障害者の数(人)						④ 精神障害者の数(人)				
	A. 実障害者数 ②(A+B+C+D) +③(A+B+C+D) +④(A+B)	B. 算出障害者数 ②E+③E+④D	A. 重度身体 障害者	B. 重度身体 障害者である 短時間勤務 職員	C. 重度以外 の身体障害 者	D. 重度以外 の身体障害者 である短時間 勤務職員	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5	F. うち新規雇用 分	A. 重度知的障 害者	B. 重度知的 障害者である 短時間勤務職 員	C. 重度以外 の知的障害者	D. 重度以外 の知的障害者で ある短時間勤務 職員	E. 計 A×2+B+C +D×0.5	F. うち新規 雇用分	A. 精神障害 者	B. 精神障 害者である 短時間勤 務職員	C. Bのう ち、(注5) に該当する 職員	D. 計 A+(B-C) ×0.5+C	E. うち新規雇 用分
静岡県	129 (119)	171.0 (158.0)	46 (43)	5 (4)	61 (58)	5 (5)	160.5 (150.5)	8.0 (3.0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	3 (3)	3.5 (3.5)	0.5 (0.5)	7 (4)	0 (0)	0 (-)	7.0 (4.0)	1.0 (0.0)
全国	6,163 (5,950)	8,244.5 (7,951.5)	2,285 (2,219)	236 (239)	2,754 (2,735)	339 (310)	7,729.5 (7,567.0)	316.0 (357.5)	12 (10)	1 (2)	77 (65)	70 (76)	137.0 (125.0)	41.5 (43.0)	296 (225)	93 (69)	71 (-)	378.0 (259.5)	98.0 (34.0)

〔第2表の注〕

注1 ①欄の「障害者の数」とは②③のE欄及び④D欄の計である。

2 ②③A欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、②③E欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。

3 ②③D欄の重度以外身体障害者及び知的障害者並びに④C欄(注5参照)に該当しない精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③E欄及び④D欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。

4 ②③のA、C欄及び④のA欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のB、D欄及び④のB欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。

5 ④C欄の職員とは、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者である。

①平成27年6月2日以降に採用された者であること

②平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

6 ②③F欄及び④E欄の「うち新規雇用分」は平成29年6月2日から平成30年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

7 ()内は平成29年6月1日現在の数値である。

なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

8 この集計は、平成30年12月18日時点の集計結果に基づき作成した。

② 市町等機関(法定雇用率2.5%)

第3表 概況

区分	① 機関数 (機関)	② 法定雇用障害者の 算定の基礎となる 職員数 (人)	③ 障害者の数(人)					④ 実雇用率 〔③E÷②〕 ×100 (%)	⑤ 法定雇用率 達成機関数 (機関)	⑥ 法定雇用 率達成 機関割合 (%)	
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である短 時間勤務職 員	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障 害者及び精 神障害者(注 4)	D. 重度以外 の身体障害者 及び知的障 害者並び に精神障害者 である短時間 勤務職員(注5)	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5				F. うち新規雇用 分
静岡県	44 (43)	30,662.0 (30,417.0)	199 (184)	8 (8)	322 (293)	9 (13)	732.5 (675.5)	75.5 (39.0)	2.39 (2.22)	35 (34)	79.5 (79.1)
全国	2,368 (2,367)	1,060,809.5 (1,130,049.5)	6,624 (6,882)	491 (492)	11,071 (11,112)	863 (982)	25,241.5 (25,859.0)	1833.5 (1412.0)	2.38 (2.29)	1,663 (1,838)	70.2 (77.7)

〔第3表の注〕

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員」については、法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者を含む。
①平成27年6月2日以降に採用された者であること。
②平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 5 D欄の精神障害者である短時間勤務職員とは、精神障害者である短時間勤務職員のうち、注4に該当しない者である。
- 6 F欄の「うち新規雇用分」は平成29年6月2日から平成30年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 東京都の特別区の障害者任免状況通報書については、その内容について確認を依頼しているところであり、全国の集計に計上していない。
- 8 ()内は平成29年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 9 この集計は、平成30年12月18日時点の集計結果に基づき作成した。

7

第4表 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数(人)		② 身体障害者の数(人)					③ 知的障害者の数(人)					④ 精神障害者の数(人)						
	A. 実障害者数 ②(A+B+C+D) +③(A+B+C+D) +④(A+B)	B. 算出障害者数 ②E+③E+④D	A. 重度身体 障害者	B. 重度身体 障害者である 短時間勤務 職員	C. 重度以外 の身体障害 者	D. 重度以外 の身体障害者 である短時間 勤務職員	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5	F. うち新規雇用 分	A. 重度知的障 害者	B. 重度知的 障害者である 短時間勤務職 員	C. 重度以外 の知的障害者	D. 重度以外 の知的障害者 である短時間 勤務職員	E. 計 A×2+B+C +D×0.5	F. うち新規 雇用分	A. 精神障害 者	B. 精神障 害者である 短時間勤 務職員	C. Bのう ち、(注5) に該当する 職員	D. 計 A+(B-C) ×0.5+C	E. うち新規雇 用分
静岡県	538 (498)	732.5 (675.5)	192 (179)	8 (8)	239 (229)	6 (8)	634.0 (599.0)	52.5 (34.5)	7 (5)	0 (0)	33 (32)	1 (2)	47.5 (43.0)	5.0 (2.5)	47 (32)	5 (3)	3 (-)	51.0 (33.5)	18.0 (2.0)
全国	19,049 (19,468)	25,241.5 (25,859.0)	6,558 (6,824)	464 (467)	8,812 (9,318)	634 (653)	22,709.0 (23,759.5)	1,322.5 (1,127.0)	66 (58)	27 (25)	561 (504)	150 (143)	795.0 (716.5)	153.0 (111.5)	1,568 (1,290)	209 (186)	130 (-)	1,737.5 (1,383.0)	358.0 (173.5)

〔第4表の注〕

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③のE欄及び④D欄の計である。
- 2 ②③A欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、②③E欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③D欄の重度以外身体障害者及び知的障害者並びに④C欄(注5参照)に該当しない精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③E欄及び④D欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のA、C欄及び④のA欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のB、D欄及び④のB欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 5 ④C欄の職員とは、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者である。
①平成27年6月2日以降に採用された者であること
②平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 6 ②③F欄及び④E欄の「うち新規雇用分」は平成29年6月2日から平成30年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 東京都の特別区の障害者任免状況通報書については、その内容について確認を依頼しているところであり、全国の集計に計上していない。
- 8 ()内は平成29年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 9 この集計は、平成30年12月18日時点の集計結果に基づき作成した。

③ 県等の教育委員会(法定雇用率2.4%)

第5表 概況

区分	① 機関数 (機関)	② 法定雇用障害者の 算定の基礎となる 職員数 (人)	③ 障害者の数(人)						④ 実雇用率 ③E÷② ×100 (%)	⑤ 法定雇用率 達成機関数 (機関)	⑥ 法定雇用 率達成 機関割合 (%)
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である短 時間勤務職 員	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障 害者及び精 神障害者(注 4)	D. 重度以外 の身体障害者及び 知的障害者並び に精神障害者で ある短時間勤務 職員(注5)	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5	F. うち新規雇用 分			
静岡県	4 (4)	22,433.5 (22,381.5)	102 (95)	5 (5)	178 (169)	11 (6)	392.5 (367.0)	24.0 (21.0)	1.75 (1.64)	1 (1)	25.0 (25.0)
全国	120 (115)	665,709.0 (668,289.5)	3,484 (3,398)	181 (173)	5,326 (5,138)	390 (461)	12,670.0 (12,337.5)	1,040.5 (871.5)	1.90 (1.85)	52 (66)	43.3 (57.4)

〔第5表の注〕 第1表と同じ

第6表 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数(人)		② 身体障害者の数(人)						③ 知的障害者の数(人)						④ 精神障害者の数(人)				
	A. 実障害者数 ②(A+B+C+D) +③(A+B+C+D) +④(A+B)	B. 算出障害者数 ②E+③E+④D	A. 重度身体 障害者	B. 重度身体 障害者である 短時間勤務 職員	C. 重度以外 の身体障害 者	D. 重度以外 の身体障害者 である短時間 勤務職員	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5	F. うち新規雇用 分	A. 重度知的障 害者	B. 重度知的 障害者である 短時間勤務職 員	C. 重度以外 の知的障害者	D. 重度以外 の知的障害者で ある短時間勤務 職員	E. 計 A×2+B+C +D×0.5	F. うち新規 雇用分	A. 精神障害 者	B. 精神障 害者である 短時間勤 務職員	C. Bのう ち、(注5) に該当する 職員	D. 計 A+(B-C) ×0.5+C	E. うち新規雇 用分
静岡県	296 (275)	392.5 (367.0)	102 (95)	5 (5)	132 (127)	10 (6)	346.0 (325.0)	21.5 (17.0)	0 (0)	0 (0)	20 (21)	1 (0)	20.5 (21.0)	1.5 (3.0)	23 (21)	3 (0)	3 (-)	26.0 (21.0)	1.0 (1.0)
全国	9,381 (9,170)	12,670.0 (12,337.5)	3,460 (3,368)	173 (167)	4,202 (4,223)	285 (276)	11,437.5 (11,264.0)	677.0 (581.5)	24 (30)	8 (6)	264 (284)	78 (71)	359.0 (385.5)	115.0 (136.0)	743 (631)	144 (114)	117 (-)	873.5 (688.0)	248.5 (154.0)

〔第6表の注〕 第2表と同じ

④ 地方独立行政法人等(法定雇用率2.5%)

第7表 概況

区分	① 法人数 (機関)	② 法定雇用障害者の 算定の基礎となる 労働者数 (人)	③ 障害者の数(人)						④ 実雇用率 ③E÷② ×100 (%)	⑤ 法定雇用率 達成法人数 (法人)	⑥ 法定雇用 率達成 法人割合 (%)
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である短 時間労働者	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障 害者及び精 神障害者(注 4)	D. 重度以外 の身体障害者及び 知的障害者並び に精神障害者で ある短時間労働 者(注5)	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5	F. うち新規雇用 分			
静岡県	6 (6)	5,421.0 (5,339.0)	37 (32)	1 (1)	54 (51)	2 (1)	130.0 (116.5)	22.5 (17.0)	2.40 (2.18)	3 (5)	50.0 (83.3)
全国	348 (337)	432,729.0 (429,408.5)	2,705 (2,562)	166 (164)	5,332 (4,805)	204 (264)	11,010.0 (10,225.0)	1,875.5 (1,432.0)	2.54 (2.38)	240 (258)	69.0 (76.6)

〔第7表の注〕

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については、法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントしている。

3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者を含む。

①平成27年6月2日以降に採用された者であること。

②平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

5 D欄の精神障害者である短時間労働者とは、精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者である。

6 F欄の「うち新規雇用分」は平成29年6月2日から平成30年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

7 ()内は平成29年6月1日現在の数値である。

なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

8 この集計は、平成30年12月18日時点の集計結果に基づき作成した。

第8表 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数(人)		② 身体障害者の数(人)						③ 知的障害者の数(人)						④ 精神障害者の数(人)				
	A.実障害者数 ②(A+B+C+D) +③(A+B+C+D) +④(A+B)	B.算出障害者数 ②E+③E+④D	A.重度身体障害者	B. 重度身体障害者である短時間労働者	C.重度以外の身体障害者	D. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分	A.重度知的障害者	B. 重度知的障害者である短時間労働者	C.重度以外の知的障害者	D. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分	A.精神障害者	B. 精神障害者である短時間労働者	C. Bのうち、(注5)に該当する労働者	D. 計 A+(B-C)×0.5+C	E. うち新規雇用分
静岡県	94 (85)	130.0 (116.5)	37 (32)	1 (1)	24 (30)	2 (1)	100.0 (95.5)	12.5 (11.0)	0 (0)	0 (0)	4 (3)	0 (0)	4.0 (3.0)	1.0 (0.0)	25 (18)	1 (0)	1 (-)	26.0 (18.0)	9.0 (6.0)
全国	8,407 (7,795)	11,010.0 (10,225.0)	2,363 (2,239)	150 (154)	2,873 (2,822)	130 (119)	7,814.0 (7,513.5)	1,124.0 (872.0)	342 (323)	16 (10)	746 (674)	27 (24)	1,459.5 (1,342.0)	218.0 (191.0)	1,608 (1,309)	152 (121)	105 (-)	1,736.5 (1,369.5)	535.0 (370.0)

〔第8表の注〕

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③のE欄及び④D欄の計である。
 2 ②③A欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、②③E欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
 3 ②③D欄の重度以外身体障害者及び知的障害者並びに④C欄(注5参照)に該当しない精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③E欄及び④D欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
 4 ②③のA、C欄及び④のA欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のB、D欄及び④のB欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
 5 ④C欄の労働者とは、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者である。
 ①平成27年6月2日以降に採用された者であること
 ②平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
 6 ②③F欄及び④E欄の「うち新規雇用分」は平成29年6月2日から平成30年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
 7 ()内は平成29年6月1日現在の数値である。
 なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
 8 この集計は、平成30年12月18日時点の集計結果に基づき作成した。

2 各機関・法人の状況

第9表 県機関の状況(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	7,826.0	171.0	2.19	24.0	
静岡県	6,099.5	139.0	2.28	13.0	注5
静岡県立静岡がんセンター	804.0	20.0	2.49	0.0	
静岡県警察本部	922.5	12.0	1.30	11.0	

第10表 市町等機関の状況(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	30,662.0	732.5	2.39	53.0	
静岡市	4,512.0	80.5	1.78	31.5	
浜松市	4,930.0	131.0	2.66	0.0	
沼津市	1,445.5	36.0	2.49	0.0	注5
熱海市	384.0	9.0	2.34	0.0	注5
三島市	675.0	17.0	2.52	0.0	注5
富士宮市	1,064.0	27.5	2.58	0.0	注5
伊東市	744.5	21.0	2.82	0.0	注5
島田市	1,321.0	31.0	2.35	2.0	注5
富士市	1,656.0	44.0	2.66	0.0	
磐田市	950.0	24.0	2.53	0.0	注5
焼津市	1,088.0	15.0	1.38	12.0	注5
掛川市	925.0	27.0	2.92	0.0	注5
藤枝市	1,205.5	30.5	2.53	0.0	注5
御殿場市	796.0	19.5	2.45	0.0	注5
袋井市	553.5	12.5	2.26	0.5	注5、注6(1)
下田市	336.0	8.0	2.38	0.0	注5
裾野市	554.0	15.5	2.80	0.0	注5
湖西市	651.5	17.0	2.61	0.0	注5
伊豆市	391.0	10.0	2.56	0.0	注5
御前崎市	441.0	11.0	2.49	0.0	注5
菊川市	500.0	13.5	2.70	0.0	注5
伊豆の国市	508.5	11.0	2.16	1.0	注5
牧之原市	316.0	8.0	2.53	0.0	
東伊豆町	125.0	3.0	2.40	0.0	
河津町	105.5	2.0	1.90	0.0	
南伊豆町	114.5	3.0	2.62	0.0	
松崎町	90.5	2.0	2.21	0.0	
西伊豆町	104.5	3.0	2.87	0.0	
函南町	243.0	8.0	3.29	0.0	注5
清水町	205.0	5.0	2.44	0.0	注5
長泉町	219.0	5.0	2.28	0.0	注5
小山町	215.5	3.0	1.39	2.0	注5
吉田町	243.0	5.0	2.06	1.0	注6(2)
川根本町	124.0	3.0	2.42	0.0	
森町	331.0	8.0	2.42	0.0	
森町教育委員会	76.5	1.0	1.31	0.0	
吉田町教育委員会	53.5	1.0	1.87	0.0	
牧之原市教育委員会	43.0	2.0	4.65	0.0	
静岡市上下水道局	393.5	8.0	2.03	1.0	
浜松市上下水道部	315.0	10.0	3.17	0.0	
共立蒲原総合病院組合	361.0	10.0	2.77	0.0	
浜名湖競艇企業団	153.5	3.0	1.95	0.0	
磐田市立総合病院	608.0	13.0	2.14	2.0	
掛川市・袋井市病院企業団	589.5	15.0	2.54	0.0	

第11表 県等の教育委員会の状況(法定雇用率2.4%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	22,433.5	392.5	1.75	144.5	
静岡県教育委員会	16,612.5	270.5	1.63	127.5	
静岡市教育委員会	2,841.0	63.0	2.22	5.0	
浜松市教育委員会	2,738.5	53.0	1.94	12.0	
富士市教育委員会	241.5	6.0	2.48	0.0	

第12表 地方独立行政法人等の状況(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	5,421.0	130.0	2.40	9.0	
国立大学法人静岡大学	1,012.5	25.5	2.52	0.0	
国立大学法人浜松医科大学	1,362.0	33.0	2.42	1.0	
地方独立行政法人静岡県立病院機構	1,859.0	48.5	2.61	0.0	
地方独立行政法人静岡市立静岡病院	754.5	12.0	1.59	6.0	
静岡県公立大学法人	328.0	6.0	1.83	2.0	
公立大学法人静岡文化芸術大学	105.0	5.0	4.76	0.0	

- 注 1 各表(「第12表 地方独立行政法人等の状況(法定雇用率2.5%)」の表を除く)における、①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 「第12表 地方独立行政法人等の状況(法定雇用率2.5%)」の表における、①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 3 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員又は労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。
また、短時間勤務職員又は労働者である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間勤務職員又は労働者である精神障害者(平成27年6月2日以降に採用された者または平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員又は労働者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 4 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数又は労働者数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 5 注5の機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

特例認定一覧(県知事部局)				
認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)			
静岡県	静岡県企業局	静岡県議会事務局		

特例認定一覧(市町)				
認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)			
沼津市	沼津市教育委員会	沼津市水道部		
熱海市	熱海市教育委員会	熱海市公営企業部		
三島市	三島市教育委員会			
湖西市	湖西市教育委員会	湖西市立湖西病院		
御殿場市	御殿場市教育委員会			
島田市	島田市教育委員会			
富士宮市	富士宮市教育委員会			
長泉町	長泉町教育委員会			
伊豆市	伊豆市教育委員会			
伊豆の国市	伊豆の国市教育委員会			
清水町	清水町教育委員会			
裾野市	裾野市教育委員会			
掛川市	掛川市教育委員会	掛川市水道事業所	掛川市監査委員事務局	掛川市農業委員会事務局
御前崎市	御前崎市教育委員会			
菊川市	菊川市教育委員会			
小山町	小山町教育委員会			
袋井市	袋井市教育委員会			
函南町	函南町教育委員会			
藤枝市	藤枝市教育委員会			
磐田市	磐田市教育委員会			
焼津市	焼津市教育委員会			
伊東市	伊東市教育委員会			
下田市	下田市教育委員会			

- 6 (1)袋井市は、12月12日現在において、障害者の数13.5人、実雇用率2.45%、不足数0人となっている。
(2)吉田町は、12月1日現在において、障害者の数6.0人、実雇用率2.44%、不足数0人となっている。